

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

○千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年千葉県規則第四百二十二号）に関する資料

改正案

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則

平成十五年十二月二十六日
規則第四百二十二号

改正 平成一七年 四月 一日規則第平成一八年 八月 四日規則第
八九号 一〇七号

平成二二年 三月三十一日規則第平成二三年 三月二五日規則第
三七号 二四号

平成二三年一〇月 七日規則第平成二五年 三月二九日規則第
一一二号 六六号

平成二六年 一月 七日規則第平成二八年 九月一三日規則第
三三号 六八号

平成三〇年 二月 九日規則第平成三〇年一〇月一二日規則第
二二号 六一号

令和 二年 二月 七日規則第令和 二年 七月一〇日規則第
五号 四八号

令和 四年 三月三十一日規則第
六二二号

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則

千葉県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年千葉県規則第五十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）に定めるもののほか、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。第十七条において同じ。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において用いる用語の意義は、法の例による。

一部改正〔平成二二年規則三七号・二三年二四号・一一二号〕

現行

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則

平成十五年十二月二十六日
規則第四百二十二号

改正 平成一七年 四月 一日規則第平成一八年 八月 四日規則第
八九号 一〇七号

平成二二年 三月三十一日規則第平成二三年 三月二五日規則第
三七号 二四号

平成二三年一〇月 七日規則第平成二五年 三月二九日規則第
一一二号 六六号

平成二六年 一月 七日規則第平成二八年 九月一三日規則第
三三号 六八号

平成三〇年 二月 九日規則第平成三〇年一〇月一二日規則第
二二号 六一号

令和 二年 二月 七日規則第令和 二年 七月一〇日規則第
五号 四八号

令和 四年 三月三十一日規則第
六二二号

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則

千葉県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年千葉県規則第五十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）に定めるもののほか、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。第十七条において同じ。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において用いる用語の意義は、法の例による。

一部改正〔平成二二年規則三七号・二三年二四号・一一二号〕

(貸付けの対象者)

第三条 林業・木材産業改善資金の貸付けの対象者は、次の各号に掲げる者（以下「林業従事者等」という。）、「特定認定中小企業者」（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定による認定中小企業者をいう。以下同じ。）及び促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）とする。

一 林業従事者

二 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）

三 前各号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

2 前項第三号に掲げる団体のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

3 前各項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該貸付けを受けようとする者は、貸付けの対象者とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(貸付けの対象者)

第三条 林業・木材産業改善資金の貸付けの対象者は、次の各号に掲げる者（以下「林業従事者等」という。）、「特定認定中小企業者」（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定による認定中小企業者をいう。以下同じ。）及び促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）とする。

一 林業従事者

二 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）

三 前各号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

2 前項第三号に掲げる団体のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

3 前各項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該貸付けを受けようとする者は、貸付けの対象者とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいづれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

一部改正〔平成一八年規則一〇七号・二一年三七号・二三年一二二号・二五年六六号〕

（貸付金の限度額、償還期間等）

第四条 林業・木材産業改善資金の貸付に係る資金（以下「貸付金」という。）は、無利子とする。

2 貸付金の一林業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときにあつては、当該協議をして定めた額とする。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下この条において同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条の規定の適用を受ける貸付金（次

二 次のいづれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

一部改正〔平成一八年規則一〇七号・二一年三七号・二三年一二二号・二五年六六号〕

（貸付金の限度額、償還期間等）

第四条 林業・木材産業改善資金の貸付に係る資金（以下「貸付金」という。）は、無利子とする。

2 貸付金の一林業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときにあつては、当該協議をして定めた額とする。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下この条において同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条の規定の適用を受ける貸付金（次

号に掲げるものを除く。） 十二年以内

二の二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条の規定の適用を受ける貸付金であつて、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）附則第二条の適用を受けるもの 十五年以内

三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第七条の規定の適用を受ける貸付金 十五年以内

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十五条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十一条又は第十六条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

六 農商工等連携促進法第十三条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

七 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第九条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

八 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

九 六次産業化法第十条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十四条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

4 貸付金の据置期間は、三年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の据置期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 山村振興法第八条の六の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十一条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

三 農商工等連携促進法第十三条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

四 六次産業化法第十条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

5 貸付金の償還の方法は、償還期間を一年以内とした貸付金にあつては一括償還、その他の貸付金にあつては均等年賦償還とする。

一部改正〔平成二十一年規則三七号・二十三年二四号・一一二号・二五年六六号・二八年六八号・三〇年二号・六一号・令和二年五号・四年六二号〕

（貸付資格の認定）

号に掲げるものを除く。） 十二年以内

二の二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条の規定の適用を受ける貸付金であつて、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）附則第二条の適用を受けるもの 十五年以内

三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第七条の規定の適用を受ける貸付金 十五年以内

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十五条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十一条又は第十六条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

六 農商工等連携促進法第十三条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

七 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第九条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

八 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

九 六次産業化法第十条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

（新設）
十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十四条の規定の適用を受ける貸付金 十二年以内

4 貸付金の据置期間は、三年以内とする。ただし、次の各号に掲げる貸付金の据置期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 山村振興法第八条の六の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十一条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

三 農商工等連携促進法第十三条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

四 六次産業化法第十条の規定の適用を受ける貸付金 五年以内

5 貸付金の償還の方法は、償還期間を一年以内とした貸付金にあつては一括償還、その他の貸付金にあつては均等年賦償還とする。

一部改正〔平成二十一年規則三七号・二十三年二四号・一一二号・二五年六六号・二八年六八号・三〇年二号・六一号・令和二年五号・四年六二号〕

（貸付資格の認定）

第五条 法第七条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（別記第一号様式。以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、貸付資格認定申請書の提出を受けた場合で、認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められるときは、前項の認定をするものとする。この場合においては、当該申請に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が原則として、当該資金の貸付けをしたものとした場合における当該貸付けをした日から三箇月（森林施業の継続した実施、研修等の当該期間以内に完了することが困難なものについては、法第七条第一項に規定する計画に記載する当該事業の完了までの期間）以内に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしたとき、又はその認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成二十二年規則三七号・二十三年二十四号・一一二号・二五年六六号・二八年六八号・三〇年二号・六一号〕

（県が貸付けを行う場合の貸付手続等）

第六条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「借入申込者」という。）は、貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第二号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、貸付けをするかどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知するものとする。

3 借入申込者は、前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第三号様式）を知事に提出するものとする。

4 借入申込者（政令第五条に規定する者を除く。以下この条において同じ。）は、知事が別に定めるところにより、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに、担保を提供しなければならない。

5 前項の場合において、借入申込者が団体である場合は、その構成員のうち

第五条 法第七条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（別記第一号様式。以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、貸付資格認定申請書の提出を受けた場合で、認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められるときは、前項の認定をするものとする。この場合においては、当該申請に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が原則として、当該資金の貸付けをしたものとした場合における当該貸付けをした日から三箇月（森林施業の継続した実施、研修等の当該期間以内に完了することが困難なものについては、法第七条第一項に規定する計画に記載する当該事業の完了までの期間）以内に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしたとき、又はその認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成二十一年規則三七号・二十三年二十四号・一一二号・二五年六六号・二八年六八号・三〇年二号・六一号〕

（県が貸付けを行う場合の貸付手続等）

第六条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「借入申込者」という。）は、貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第二号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、貸付けをするかどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知するものとする。

3 借入申込者は、前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第三号様式）を知事に提出するものとする。

4 借入申込者（政令第五条に規定する者を除く。以下この条において同じ。）は、知事が別に定めるところにより、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに、担保を提供しなければならない。

5 前項の場合において、借入申込者が団体である場合は、その構成員のうち

当該借入れによって受益する者（その受益する者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

6 前二項に定めるもののほか、知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、借入申込者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

（融資機関が貸付けを行う場合の貸付手続等）

第七条 法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「借入申込者」という。）は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（別記第四号様式）を提出するとともに、これの写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。

2 既に第五条第一項の認定を受けている者で、特別の理由により、当該認定の申請の際に前項の貸付けを受けようとした融資機関以外の融資機関から当該認定に係る同項の貸付けを受けようとするものに対する同項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び第五条第三項の規定による同条第一項の認定の通知の写し」とする。

3 知事は、第一項の規定により貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る第五条第一項の認定をしたかどうかを当該申請に係る融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、県から第一項の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（別記第五号様式）を提出するものとする。

5 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査した上、貸付けをするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、速やかに第一項の貸付けをするかどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知するものとする。

7 融資機関は、県が行う第四項の貸付けに係る資金（以下「県貸付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（別記第六号様式）を提出するものとする。

8 融資機関は、前項の請求書により請求した県貸付金の交付を受けるときは、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。

当該借入れによって受益する者（その受益する者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

6 前二項に定めるもののほか、知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、借入申込者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

（融資機関が貸付けを行う場合の貸付手続等）

第七条 法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「借入申込者」という。）は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（別記第四号様式）を提出するとともに、これの写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。

2 既に第五条第一項の認定を受けている者で、特別の理由により、当該認定の申請の際に前項の貸付けを受けようとした融資機関以外の融資機関から当該認定に係る同項の貸付けを受けようとするものに対する同項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び第五条第三項の規定による同条第一項の認定の通知の写し」とする。

3 知事は、第一項の規定により貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る第五条第一項の認定をしたかどうかを当該申請に係る融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、県から第一項の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（別記第五号様式）を提出するものとする。

5 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査した上、貸付けをするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、速やかに第一項の貸付けをするかどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知するものとする。

7 融資機関は、県が行う第四項の貸付けに係る資金（以下「県貸付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（別記第六号様式）を提出するものとする。

8 融資機関は、前項の請求書により請求した県貸付金の交付を受けるときは、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。

9 融資機関は、借入申込者と林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記第八号様式）により、第一項の貸付けに係る契約をするものとする。	9 融資機関は、借入申込者と林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記第八号様式）により、第一項の貸付けに係る契約をするものとする。
二 融資機関は、県貸付金の交付を受けた場合は、速やかに借入申込者に第一項の貸付けを行うものとする。	二 融資機関は、県貸付金の交付を受けた場合は、速やかに借入申込者に第一項の貸付けを行うものとする。
二 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び支払期日に係る貸付条件については、融資機関が借入申込者に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付けの条件と同一の条件とするものとする。 一部改正〔平成二一年規則三七号・三〇年六一号〕	二 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び支払期日に係る貸付条件については、融資機関が借入申込者に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付けの条件と同一の条件とするものとする。 一部改正〔平成二一年規則三七号・三〇年六一号〕
（融資機関の報告の義務）	（融資機関の報告の義務）
第八条 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、若しくは廃止しようとする場合、又は林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。	第八条 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、若しくは廃止しようとする場合、又は林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
2 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。 （事業の実施報告）	2 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。 （事業の実施報告）
第九条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該貸付けに係る事業の完了後三十日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第九号様式）を当該貸付けの決定を受けた知事又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。 2 融資機関は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第十号様式）を提出するものとする。 （貸付資格の認定の取消し）	第九条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該貸付けに係る事業の完了後三十日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第九号様式）を当該貸付けの決定を受けた知事又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。 2 融資機関は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第十号様式）を提出するものとする。 （貸付資格の認定の取消し）
第十条 知事は、借受者が林業・木材産業改善資金の貸付けの決定のあった時から当該貸付けに係る事業が完了するまでの間に、法第七条第一項に規定する計画を達成できないと認める場合は、当該計画に係る第五条第一項の認定を取り消し、その旨を当該借受者に通知するとともに、当該借受者が融資機関から当該貸付けを受けているときにあつては、当該融資機関に対してもその旨を通知するものとする。 （償還方法の変更）	第十条 知事は、借受者が林業・木材産業改善資金の貸付けの決定のあった時から当該貸付けに係る事業が完了するまでの間に、法第七条第一項に規定する計画を達成できないと認める場合は、当該計画に係る第五条第一項の認定を取り消し、その旨を当該借受者に通知するとともに、当該借受者が融資機関から当該貸付けを受けているときにあつては、当該融資機関に対してもその旨を通知するものとする。 （償還方法の変更）
第十一条 借受者は、貸付金の償還方法の変更（繰上償還、期限前償還及び支	第十一条 借受者は、貸付金の償還方法の変更（繰上償還、期限前償還及び支

私の猶予に係る変更を除く。以下同じ。）をしようとするときは、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第十一号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。 2 知事は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。 3 融資機関は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第十二号様式。以下「県貸付金償還方法変更申請書」という。）により当該貸付金に係る県貸付金の償還方法の変更を申請するものとする。 4 知事は、県貸付金償還方法変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知するものとする。 5 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、第一項の償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。 （繰上償還） 第十二条 借受者は、貸付金に余剰が生じた場合は、速やかに当該貸付金の繰上償還を行わなければならない。この場合においては、借受者は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還届出書（別記第十三号様式。以下「繰上償還届出書」という。）を提出するものとする。 2 融資機関は、前項の規定により償還金を受領したときは、速やかに、当該貸付金に係る県貸付金の繰上償還を行うものとする。この場合においては、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届出書（別記第十四号様式。以下「県貸付金繰上償還届出書」という。）を提出するものとする。 3 第一項前段に定めるもののほか、借受者は、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 4 融資機関は、前項後段において準用する第一項後段の規定により繰上償還届出書の提出を受けた場合は、速やかに、知事に県貸付金繰上償還届出書を提出するとともに、当該繰上償還届出書に係る償還金を受領したときには、速やかに、当該貸付金に係る県貸付金の繰上償還を行うものとする。 （期限前償還） 第十三条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合に	私の猶予に係る変更を除く。以下同じ。）をしようとするときは、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第十一号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。 2 知事は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。 3 融資機関は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第十二号様式。以下「県貸付金償還方法変更申請書」という。）により当該貸付金に係る県貸付金の償還方法の変更を申請するものとする。 4 知事は、県貸付金償還方法変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知するものとする。 5 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、第一項の償還方法の変更の承認をするかどうかを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。 （繰上償還） 第十二条 借受者は、貸付金に余剰が生じた場合は、速やかに当該貸付金の繰上償還を行わなければならない。この場合においては、借受者は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還届出書（別記第十三号様式。以下「繰上償還届出書」という。）を提出するものとする。 2 融資機関は、前項の規定により償還金を受領したときは、速やかに、当該貸付金に係る県貸付金の繰上償還を行うものとする。この場合においては、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届出書（別記第十四号様式。以下「県貸付金繰上償還届出書」という。）を提出するものとする。 3 第一項前段に定めるもののほか、借受者は、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 4 融資機関は、前項後段において準用する第一項後段の規定により繰上償還届出書の提出を受けた場合は、速やかに、知事に県貸付金繰上償還届出書を提出するとともに、当該繰上償還届出書に係る償還金を受領したときには、速やかに、当該貸付金に係る県貸付金の繰上償還を行うものとする。 （期限前償還） 第十三条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合に
--	--

は、支払期日前に、当該借受者に対し、期限を付して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定により償還金を受領した場合について準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、期限を付して県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十四条 法第十条（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者（以下「支払猶予申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（別記第十五号様式。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が別に指定する証明書を添えて、支払期日の三十日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

2 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記第十六号様式。以下「県貸付金支払猶予申請書」という。）により当該償還金に係る県貸付金の償還金の支払の猶予を知事に申請するものとする。

4 知事は、県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知する

は、支払期日前に、当該借受者に対し、期限を付して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定により償還金を受領した場合について準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、期限を付して県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十四条 法第十条（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者（以下「支払猶予申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（別記第十五号様式。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が別に指定する証明書を添えて、支払期日の三十日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

2 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記第十六号様式。以下「県貸付金支払猶予申請書」という。）により当該償還金に係る県貸付金の償還金の支払の猶予を知事に申請するものとする。

4 知事は、県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を融資機関に通知する

ものとする。 5 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、第一項の支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。 6 支払の猶予をしない旨の決定が、償還金の支払期日後になされた場合であっても、次条の規定により違約金を徴収するものとする。 (違約金)	ものとする。 5 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容に応じて、第一項の支払の猶予をするかどうかを決定し、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。 6 支払の猶予をしない旨の決定が、償還金の支払期日後になされた場合であっても、次条の規定により違約金を徴収するものとする。 (違約金)
第十五条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は第十三条第一項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、当該徴収した違約金を、速やかに、県に納付するものとする。ただし、当該融資機関が、当該貸付金に係る県貸付金の償還を支払期日までに行っている場合は、この限りでない。 3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は第十三条第二項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。 (事務の委託)	第十五条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は第十三条第一項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、当該徴収した違約金を、速やかに、県に納付するものとする。ただし、当該融資機関が、当該貸付金に係る県貸付金の償還を支払期日までに行っている場合は、この限りでない。 3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は第十三条第二項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。 (事務の委託)
第十六条 県は、法第十四条第一項に規定する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を、千葉県森林組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号の事業を行う木材協同組合に委託することができる。 2 前項の事務の一部の委託を受けた千葉県森林組合連合会は、当該委託を受けた事務の一部をその構成員である森林組合（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号の事業を行うものに限る。）に再委託することができる。ただし、県貸付金の貸付けに係るものについては、当該債権に係る融資機関である森林組合には再委託することができない。 (委任)	第十六条 県は、法第十四条第一項に規定する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を、千葉県森林組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号の事業を行う木材協同組合に委託することができる。 2 前項の事務の一部の委託を受けた千葉県森林組合連合会は、当該委託を受けた事務の一部をその構成員である森林組合（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号の事業を行うものに限る。）に再委託することができる。ただし、県貸付金の貸付けに係るものについては、当該債権に係る融資機関である森林組合には再委託することができない。 (委任)
第十七条 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに關し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 (施行期日)	第十七条 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに關し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に貸し付けられた改正前の千葉県林業改善資金貸付規則第三条に規定する林業改善資金については、なお、従前の例による。

(東日本大震災に係る特例措置)

3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第四条第三項（第二号の二を除く。）及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	十年以内	十三年以内
第四条第三項第一号、第四号及び第五号	十二年	十三年
第四条第三項第二号、第六号、第七号及び第九号	十二年	十五年
第四条第三項第三号	十五年	十八年
第四条第三項第八号	十二年以内	十五年以内
第四条第四項	三年	六年
第四条第四項第一号及び第二号	五年	六年
第四条第四項第三号及び第四号	五年	八年

追加〔平成二三年規則一一二号〕、一部改正〔平成二八年規則六八号・三〇年二号・六一号・令和二年五号・四八号〕

附 則（平成十七年四月一日規則第八十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年八月四日規則第百七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に貸し付けられた改正前の千葉県林業改善資金貸付規則第三条に規定する林業改善資金については、なお、従前の例による。

(東日本大震災に係る特例措置)

3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第四条第三項（第二号の二を除く。）及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	十年以内	十三年以内
第四条第三項第一号、第四号及び第五号	十二年	十三年
第四条第三項第二号、第六号、第七号及び第九号	十二年	十五年
第四条第三項第三号	十五年	十八年
第四条第三項第八号	十二年以内	十五年以内
第四条第四項	三年	六年
第四条第四項第一号及び第二号	五年	六年
第四条第四項第三号及び第四号	五年	八年

追加〔平成二三年規則一一二号〕、一部改正〔平成二八年規則六八号・三〇年二号・六一号・令和二年五号・四八号〕

附 則（平成十七年四月一日規則第八十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年八月四日規則第百七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十一年三月三十一日規則第三十七号） この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則（平成二十三年三月二十五日規則第二十四号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十三年十月七日規則第一百十二号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十五年三月二十九日規則第六十六号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、この規則の施行前に改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により知事が貸し付けた資金については、なお従前の例による。 附 則（平成二十六年一月七日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十八年九月十三日規則第六十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。 附 則（平成三十年二月九日規則第二号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金	2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十一年三月三十一日規則第三十七号） この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則（平成二十三年三月二十五日規則第二十四号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十三年十月七日規則第一百十二号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十五年三月二十九日規則第六十六号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、この規則の施行前に改正前の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により知事が貸し付けた資金については、なお従前の例による。 附 則（平成二十六年一月七日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十八年九月十三日規則第六十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。 附 則（平成三十年二月九日規則第二号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金
---	---

貸付規則附則第三項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。	
附 則（平成三十年十月十二日規則第六十一号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。 附 則（令和二年二月七日規則第五号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。 附 則（令和二年七月十日規則第四十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。 附 則（令和四年三月三十一日規則第六十二号） この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。 別 記 第一号様式 （第五条第一項） 全部改正〔平成30年規則61号〕、一部改正〔令和4年規則62号〕 第二号様式 （第六条第一項） 一部改正〔平成25年規則66号・令和4年62号〕 第三号様式 （第六条第三項） 一部改正〔平成17年規則89号・18年107号・25年66号・令和4年62号〕 第四号様式 （第七条第一項） 一部改正〔平成25年規則66号・令和4年62号〕 第五号様式 （第七条第四項） 一部改正〔令和4年規則62号〕 第六号様式 （第七条第七項） 一部改正〔令和4年規則62号〕 第七号様式	貸付規則附則第三項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。 附 則（平成三十年十月十二日規則第六十一号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。 附 則（令和二年二月七日規則第五号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。 附 則（令和二年七月十日規則第四十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。 附 則（令和四年三月三十一日規則第六十二号） この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。 別 記 第一号様式 （第五条第一項） 全部改正〔平成30年規則61号〕、一部改正〔令和4年規則62号〕 第二号様式 （第六条第一項） 一部改正〔平成25年規則66号・令和4年62号〕 第三号様式 （第六条第三項） 一部改正〔平成17年規則89号・18年107号・25年66号・令和4年62号〕 第四号様式 （第七条第一項） 一部改正〔平成25年規則66号・令和4年62号〕 第五号様式 （第七条第四項） 一部改正〔令和4年規則62号〕 第六号様式 （第七条第七項） 一部改正〔令和4年規則62号〕 第七号様式

(第七条第八項) 一部改正〔平成17年規則89号〕 第八号様式 (第七条第九項) 第九号様式 (第九条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十号様式 (第九条第二項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十一号様式 (第十一条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十二号様式 (第十一条第三項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十三号様式 (第十二条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十四号様式 (第十二条第二項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十五号様式 (第十四条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十六号様式 (第十四条第三項) 一部改正〔令和4年規則62号〕	(第七条第八項) 一部改正〔平成17年規則89号〕 第八号様式 (第七条第九項) 第九号様式 (第九条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十号様式 (第九条第二項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十一号様式 (第十一条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十二号様式 (第十一条第三項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十三号様式 (第十二条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十四号様式 (第十二条第二項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十五号様式 (第十四条第一項) 一部改正〔令和4年規則62号〕 第十六号様式 (第十四条第三項) 一部改正〔令和4年規則62号〕
--	--